

令和 7 年 6 月 9 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件 名	主 管 課	
1	令和7年度山口県一般会計補正予算（第1号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	P. 2
2	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課 教 職 員 課	P. 7

報告事項

番号	件 名	主 管 課	
2	令和7年度全国高等学校総合体育大会について	学校安全・ 体 育 課	P. 42

議案第1号

令和7年度山口県一般会計補正予算（第1号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）6月9日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 号

令和 7 年 (2025 年) 6 月 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 5 月 30 日付け令 7 財政第 47 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

令 7 財 政 第 号
令和 7 年(2025年) 5 月 3 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

令和7年度6月補正予算(案)の概要について

教育委員会

国による高校無償化の見直しを踏まえ、国の制度に沿った運用を図り、高等学校等の教育に係る家庭の経済的負担を軽減するため、所要の補正を行うもの。

(単位 千円)

事業名	概 要	補正額
公立高等学校等 就学支援事業	年収目安910万円以上の世帯に属する高校生等に対し、授業料相当額を支給	327,997
国公立高校生 奨学給付金事業	国公立高等学校等における住民税非課税世帯（通信制以外）の第1子の支給額が第2子以降と同額となるよう増額	19,679

令和7年度山口県一般会計補正予算（第1号）

教育委員会
(単位 千円)

■歳出予算

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	121,928,382	347,676	334,556			13,120	122,276,058
項) 教育総務費	16,543,885	347,676	334,556			13,120	16,891,561
目) 教育総務費	8,610,272	347,676	334,556			13,120	8,957,948
事項) 県立高校生等 奨学事業費	326,471	19,679	6,559			13,120	346,150
事項) 県立高校等 就学支援事業費	2,061,004	327,997	327,997				2,389,001
款) 災害復旧費	60,000						60,000
教育委員会合計	121,988,382	347,676	334,556			13,120	122,336,058

議案第2号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）6月9日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 号

令和 7 年 (2025 年) 6 月 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 5 月 30 日付け令 7 財政第 47 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

令和 7 年(2025年) 5 月 3 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 2 号参考資料

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正等を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 部分休業及び子育て支援部分休暇の取得パターンの拡充

(現 行) 「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」

(改正後) 「1 年につき 10 日を超えない範囲内」を追加

(2) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への情報提供・意向確認等に関する規定の整備

(3) その他所要の改正

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

については、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

- 8 教育委員会（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第一項第二号に規定する市町立学校職員にあつては、市町教育委員会）は、施行日前においても、改正後の学校職員勤務時間条例第十七条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（人事委員会への委任）

- 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

項の規定による請求とみなす。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において企業職員等部分休業（改正後の育休条例第三十条第二項第二号に係るものに限る。）の承認を得ようとしている企業職員等に対する同項の規定の適用については、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日から令和八年三月三十一日までの間において第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第十七条第一項の子育て支援部分休暇（同条第二項第二号に係るものに限る。）の承認を得ようとしている職員に対する同条第二項の規定の適用については、同条第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

6 任命権者は、施行日前においても、改正後の勤務時間条例第十七条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日から令和八年三月三十一日までの間において第三条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の学校職員勤務時間条例」という。）第十七条第一項の子育て支援部分休暇（同条第二項第二号に係るものに限る。）の承認を得ようとしている学校職員に対する同条第二項の規定の適用

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業」という。）第十七条の表、第十八条の表及び第二十三条第一項の改正規定並びに附則第三項、第六項、第八項及び第九項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において第一条の規定による改正後の育児休業条例（以下「改正後の育児休業条例」という。）第二十八条第五項に規定する第二号部分休業の承認を得ようとしている職員に対する同条第七項の規定の適用については、同項第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同項第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 育児休業第三十条第一項に規定する企業職員等（以下「企業職員等」という。）は、施行日前においても、改正後の育児休業第三十条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれかの範囲内で企業職員等部分休業（同条第一項に規定する企業職員等部分休業をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における企業職員等部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一

の他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する学校職員（以下「対象学校職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

三 対象学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第二十条中「及び」を、「第十七条の二及び」に改める。

向に配慮しなければならない。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ため、」の下に「人事委員会規則で定める一年の期間ごとに、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、」を加え、同条第二項中「一日につき二時間を超えない」を「次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 短時間勤務学校職員以外の学校職員 七十七時間三十分

ロ 短時間勤務学校職員 当該短時間勤務学校職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間
第十七条の次に次の一条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等)

第十七条の二 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第三十一条第一項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした学校職員(以下「申出学校職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)そ

掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意

あつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による企業職員等部分休業の請求をすることができる。

第三十条に次の一項を加える。

9 第二十八条第五項の規定は、第二項第二号に掲げる範囲内で請求する企業職員等部分休業について準用する。
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ため、」の下に「人事委員会規則で定める一年の期間ごとに、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、」を加え、同条第二項中「一日につき二時間を超えない」を「次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 短時間勤務職員以外の職員 七十七時間三十分

ロ 短時間勤務職員 当該短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

第十七条の次に次の一条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第十七条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第三十一条第一項の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員(以下「申出職員」という。)に対して、次に

第三十条第一項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「規定は、」の下に「第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「又は子育て支援部分休暇」を「又は第一号子育て支援部分休暇」に改め、「の子育て支援部分休暇」の下に「（同条第二項第一号に係るものに限る。）」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「休暇」との下に「、第二十八条第四項中「人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間又は第一号子育て支援部分休暇」とあるのは「任命権者が定める規則その他の規程で定める休暇」と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による企業職員等部分休業の請求をしようとする企業職員等は、第二十八条第六項に定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で当該期間における企業職員等部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる企業職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 非常勤職員以外の企業職員等 七十七時間三十分

ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

3 前項の規定による申出をした企業職員等は、第二十八条第八項に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした企業職員等は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合に

加える。

5 法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

6 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

7 法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

8 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「から第五項まで及び」を「、第四項及び第九項並びに」に改める。

第十七条の表第五条第四項及び第七項の項中「及び第七項」を「、第七項、第八項及び第九項」に改める。

第十八条の表第七条第四項及び第七項の項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

第二十三条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第二十八条第一項第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「以下この条」を「第三項及び第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十八条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「又は子育て支援部分休暇」を「又は第一号子育て支援部分休暇」に改め、「の子育て支援部分休暇」の下に「(同条第二項第一号に係るものに限る。)」を加え、同条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に改め、同条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「第五条に規定する事由」を「職員が第三項変更をしたとき」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

山口県知事 村岡 嗣 政

改 正 案	現 行
(市町立学校職員に関する読替え) 第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第三条の二(第三項を除く。)、第三条の三第一項、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条の二及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。 以下(略)	(市町立学校職員に関する読替え) 第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第三条の二(第三項を除く。)、第三条の三第一項、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項、第十六条の二、第十六条の三及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。 以下(略)

改正案	現行
2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する学校職員（以下「対象学校職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置 三 対象学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置 3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 第十八条・第十九条（略）	（新設） （新設） 第十八条・第十九条（略）

改 正 案	現 行
2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。 一 一日につき二時間を超えない範囲内 二 一年につき次に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内 イ 短時間勤務学校職員以外の学校職員 七十七時間三十分 ロ 短時間勤務学校職員 当該短時間勤務学校職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 3 (略) (妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等) 第十七条の二 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第三十一条第一項の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした学校職員(以下「申出学校職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出学校職員の意向を確認するための措置 三 職員の育児休業等に関する条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置	2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3 第十五条第三項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。 (新設)

改 正 案

○学校職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日)
(山口県条例第三十号)

第一条 第十六条の三 (略)

(子育て支援部分休暇)

第十七条 子育て支援部分休暇は、学校職員(育児短時間勤務学校職員等を除く。)が小学校(第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。)を養育するため、人事委員会規則で定める一年の期間ごとに、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

現 行

○学校職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日)
(山口県条例第三十号)

第一条 第十六条の三 (略)

(子育て支援部分休暇)

第十七条 子育て支援部分休暇は、学校職員(育児短時間勤務学校職員等を除く。)が小学校(第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

改 正 案	現 行
2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 以下（略）	（新設） （新設） 以下（略）

改 正 案	現 行
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第十七条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第三十一条第一項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置 三 職員の育児休業等に関する条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置	（新設）

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表案

改 正 案	現 行
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和二十八年三月二十五日 山口県条例第十二号) 第一条 第十六条の三 (略) (子育て支援部分休暇) 第十七条 子育て支援部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校(第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子を養育するため、人事委員会規則で定める一年の期間ごとに、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。 一 一日につき二時間を超えない範囲内 二 一年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内 イ 短時間勤務職員以外の職員 七十七時間三十分 ロ 短時間勤務職員 当該短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 3 (略)	○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和二十八年三月二十五日 山口県条例第十二号) 第一条 第十六条の三 (略) (子育て支援部分休暇) 第十七条 子育て支援部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校(第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3 第十五条第三項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。

改正案	現行
8 第二十八条第二項から第四項までの規定は、第二項第一号に掲げる範囲内で請求する企業職員等部分休業について準用する。この場合において、同条第三項中「人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間（勤務時間条例第十六条第一項の介護時間又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の介護時間をいう。以下同じ。）又は第一号子育て支援部分休暇（勤務時間条例第十七条第一項の子育て支援部分休暇（同条第二項第一号に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）とあるのは「任命権者が定める規則その他の規程で定める休暇」と、第二十八条第四項中「人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間又は第一号子育て支援部分休暇」とあるのは「任命権者が定める規則その他の規程で定める休暇」と読み替えるものとする。 9 第二十八条第五項の規定は、第二項第二号に掲げる範囲内で請求する企業職員等部分休業について準用する。 以下（略）	5 第二十八条第二項及び第三項の規定は、企業職員等部分休業について準用する。この場合において、同条第三項中「人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間（勤務時間条例第十六条第一項の介護時間又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の介護時間をいう。以下同じ。）又は子育て支援部分休暇（勤務時間条例第十七条第一項の子育て支援部分休暇又は学校職員勤務時間条例第十七条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。）とあるのは、「任命権者が定める規則その他の規程で定める休暇」と読み替えるものとする。 （新設） 以下（略）

改 正 案	現 行
2 前項の規定による企業職員等部分休業の請求をしようとする企業職員等は、第二十八条第六項に定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で当該期間における企業職員等部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。 一 一日につき二時間を超えない範囲内 二 一年につき次に掲げる企業職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内 イ 非常勤職員以外の企業職員等 七十七時間三十分 ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 3 前項の規定による申出をした企業職員等は、第二十八条第八項に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 4 第二項の規定による申出をした企業職員等は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による企業職員等部分休業の請求をすることができる。 5 5 7 （略）	（新設） （新設） （新設） 2 2 4 （略）

9| (略)

10| 法第十九条第六項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第二十九条 (略)

(企業職員等部分休業)

第三十条 任命権者は、第二十八条第一項各号に掲げる職員以外の企業職員又は単純労務職員(以下この条において「企業職員等」という。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該企業職員等がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと(以下この条において「企業職員等部分休業」という。)を承認することができる。

5| 職員が部分休業の承認を受けて勤務しないときは、職員給与条例第十三条(学校職員給与条例第二条の学校職員にあっては、学校職員給与条例第十九条)の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員給与条例第十八条(学校職員給与条例第二条の学校職員にあっては、学校職員給与条例第二十条)に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

6| 法第十九条第三項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、第五条に規定する事由とする。

第二十九条 (略)

(企業職員等部分休業)

第三十条 任命権者は、第二十八条第一項各号に掲げる職員以外の企業職員又は単純労務職員(以下この条において「企業職員等」という。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該企業職員等がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下この条において「企業職員等部分休業」という。)を承認することができる。

改 正 案	現 行
6 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。 7 法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 8 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したとその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	(新設) (新設) (新設)

改 正 案

4 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲で（当該非常勤職員が人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間又は第一号子育て支援部分休暇の承認を得ている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

5 法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

現 行

4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間又は子育て支援部分休暇の承認を得ている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（新設）

改 正 案

現 行

2 (略)
第二十四条～第二十七条 (略)

2 (略)
第二十四条～第二十七条 (略)

(部分休業)

第二十八条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第二十八条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

一 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。第三項及び第四項において同じ。)

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。)

2 法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業 (以下「第一号部分休業」という。) の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間 (非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

3 第一号部分休業の承認は、人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間 (勤務時間条例第十六条第一項の介護時間又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の介護時間をいう。以下同じ。) 又は第一号子育て支援部分休暇 (勤務時間条例第十七条第一項の子育て支援部分休暇 (同条第二項第一号に係るものに限る。)) をいう。以下同じ。) の承認を得ている職員 (非常勤職員を除く。) に対しては、一日につき二時間から当該承認に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 部分休業の承認は、人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間 (勤務時間条例第十六条第一項の介護時間又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の介護時間をいう。以下同じ。) 又は子育て支援部分休暇 (勤務時間条例第十七条第一項の子育て支援部分休暇又は学校職員勤務時間条例第十七条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。) の承認を得ている職員 (非常勤職員を除く。) に対しては、一日につき二時間から当該承認に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

現行

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第十九条、第二十一条（略）

(任期付短時間勤務職員に対する職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用)

第十八条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第十八条第五項及び第十八条の四第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十八条第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務学校職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則

(任期付短時間勤務職員に対する職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用)

第二十三条 法第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する職員給与条例第五条第十三項、第十六条の十一、第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、職員給与条例第五条第十三項中「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」とあるのは「第二項から前項までの規定による給料月額」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六条の十一、第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一条第二項中「職員の定年等に関する条例第十二条の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

第二十三条 法第十八条第一項の規定により任期を定めて採用され

た同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する職員給与条例第五條第十二項、第十六條の十一第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、職員給与条例第五條第十二項中「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」とあるのは「第二項から前項までの規定による給料月額」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第二十六條第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六條の十一第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一條第二項中「職員の定年等に関する条例第十二條の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

改 正 案

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

現 行

第十六条第五項	要しない	第十六条第一項	支給する
支給する。ただし、育児短時間勤務学校職員等が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。		要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第十八条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする。	

改 正 案

(育児短時間勤務学校職員等に対する学校職員給与条例の規定の適用)

第十八条 育児短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務学校職員等」という。）に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第七条第四項、第七項及び第八項	(略)
(略)	決定する	(略)
(略)	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする	(略)

現 行

(育児短時間勤務学校職員等に対する学校職員給与条例の規定の適用)

第十八条 育児短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務学校職員等」という。）に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率（勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数という。以下同じ。）を乗じて得た額とする
第七条第四項及び第七項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第十三条第二項第二号ロ	短時間勤務学校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第七十条の規定による勤務を含む）をしている学校職員（以下「育児短時間勤務学校職員等」という。）

改 正 案

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

第十六条の五第 六項	人事委員会 規則	育児短時間勤務職員等の勤務 時間を考慮して人事委員会規 則
第十六条の五第 五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得 た額
第十六条の五第 五項及び第十六 条の八第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して 得た額
第十六条の五第 四項	給料	給料の月額を算出率で除して 得た額
が職員の育児休業等に関する 条例第十七条の規定により就 み替えられた第一項ただし書 に規定する七時間四十五分に 達するまでの間の勤務に係る 時間である場合にあつては、 第十八条に規定する勤務一時 間当たりの給与額に百分の百 五十（その時間が午後十時か ら翌日の午前五時までの間 である場合は、百分の百七十 五）から百分の百（その時間 が午後十時から翌日の午前五 時までの間である場合は、百 分の百二十五）を減じた割合 を乗じて得た額とする		

改 正 案

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

現 行

第十四条第五項	第十四条第一項	第十一条第二項 第二号ロ
要しない	支給する	短時間勤務 職員
要しない。ただし、当該時間	要しない。ただし、当該時間	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十条の七条の規定による勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）

改正案

（育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例の規定の適用）

第十七条 育児短時間勤務（法第十七条の規定による勤務を含む。次条及び第二十二条において同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五条第四項、第七項、第八項及び第九項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする

現行

（育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例の規定の適用）

第十七条 育児短時間勤務（法第十七条の規定による勤務を含む。次条及び第二十二条において同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率（勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする
第五条第四項及び第七項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表案

改 正 案	現 行
○ 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月二十二日 山口県条例第二号) 第一条～第六条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第七条 一般職の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第十六条の五第一項(一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。) 第二条の学校職員にあつては、学校職員給与条例第十八条第一項)に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員(企業職員及び単純労務職員を除く。以下この条、次条、第二十八条第三項、第四項及び第九項並びに第二十九条第二項において同じ。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 (略) 第八条～第十六条 (略)	○ 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月二十二日 山口県条例第二号) 第一条～第六条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第七条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第十六条の五第一項(一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。) 第二条の学校職員にあつては、学校職員給与条例第十八条第一項)に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員(企業職員及び単純労務職員を除く。以下この条、次条、第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条第二項において同じ。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 (略) 第八条～第十六条 (略)

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会について

学校安全・体育課

中国各県、県高体連、会場地及び関係団体と一体となって、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」を開催する。

1 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の概要

教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的に学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会

(1) 主 催

（公財）全国高等学校体育連盟、開催地都道府県、同教育委員会、関係中央競技団体（競技種目別大会は、会場地市町村及び同教育委員会を含む）

(2) 大会期間

令和 7 年 7 月 23 日（水）～8 月 20 日（水）

(3) 開催競技（夏季大会：30 競技）

総合開会式：7 月 24 日（木） 広島県立総合体育館 「広島グリーンアリーナ」

《県内開催競技 5 市 6 競技》

競技（種目）	会場地市	会場	期間	学校対抗代表校
アーチェリー	岩 国 市	愛宕スポーツコンプレックス陸上競技場	8 月 7 日 から 8 月 8 日	男子：田布施農工・徳山高専 女子：西京・田布施農工
バドミントン	防 府 市 山 口 市	ソルトアリーナ防府 維新百年記念公園維新大晃アリーナ やまぐちリフレッシュパーク	8 月 4 日 から 8 月 9 日	男子：柳井商工・野田学園 女子：柳井商工・桜ヶ丘
水泳（水球）	山 口 市	山口きらら博記念公園 水泳プール	8 月 17 日 から 8 月 20 日	男子：西京
ソフトテニス	宇 部 市	宇部市中央公園テニスコート	7 月 24 日 から 7 月 31 日	男子：南陽工業・下関工科 女子：徳山商工・長門
体操（新体操）	下 関 市	J:COMアリーナ下関（下関市総合体育館）	8 月 8 日 から 8 月 10 日	女子：下関南
卓 球	下 関 市	J:COMアリーナ下関（下関市総合体育館）	7 月 30 日 から 8 月 4 日	男子：野田学園・柳井商工 女子：岩国商・萩光塩学院

(4) 参加見込者数

区分	中国 5 県	山口県
選手・監督	約 36,000 人	約 5,900 人
大会役員	約 20,000 人	約 3,200 人
観客（延べ人数）	約 530,000 人	約 61,000 人

2 県の主な取組

(1) 競技種目別大会の運営支援等

- ・ 会場地市に対する運営費の支援
- ・ 競技種目別大会開催に必要な競技役員や競技補助員の養成・確保

(2) 広報活動の推進

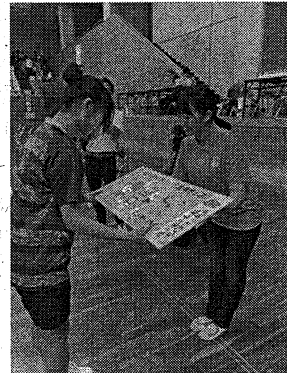
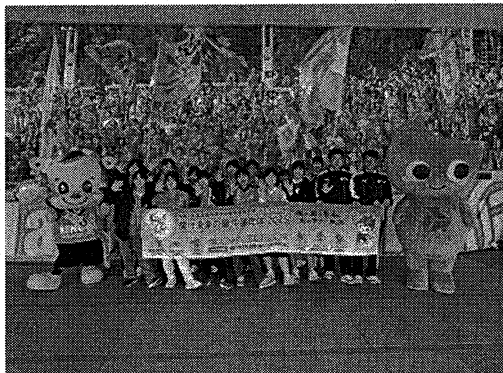
- ・ 広報物（プロモーション動画、ポケットティッシュ等）を活用した広報活動

(3) 高校生活動の推進

県内高校生が自主的・主体的に大会のPRやおもてなしなど大会を支える「高校生活動」を推進 ⇒ 県内全ての県立学校の生徒が取組に参加

《大会の機運醸成》

- ・ 地域のまちづくり協議会等と連携した大会PRやSNS等による情報発信
- ・ レノファ山口ホームゲームや開催市スポーツイベント等における広報活動
- ・ レノファ山口やACT SAIKYOの選手による応援メッセージ動画の制作・発信
- ・ 会場地周辺学校生徒等による競技会場の美化活動



レノファ山口ホームゲームでの広報活動 競技会場における美化活動（防府市） 推進委員による出場選手激励

《大会期間中の取組》

- ・ 各競技会場における競技運営や式典等の運営補助（約2,000人）
- ・ 競技会場への高校生活動ブースの設置・おもてなし（見どころマップの配布等）
- ・ 農業高校と特別支援学校が共同制作したプランターの設置（競技会場6か所）
- ・ 特別支援学校の喫茶コーナーなど学習活動披露ブースの運営 等

3 スケジュール（予定）

7月 開幕直前激励会（7/10 県総合保健会館 県出場選手、高校生活動生徒等参加）

開け未来の扉 中国総体 2025（7/23～8/20 総合開会式 7/24:広島市）

